

佐那河内村結婚活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、近年の少子化の要因となっている晩婚化及び未婚化を踏まえ、佐那河内村の人口減少対策の一環として、徳島県内に事業所を置き、結婚を希望する独身の会員に結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する法人（以下「結婚活動サポート事業者」という。）が運営するマッチングシステムに入会・会員登録（新規登録及び更新登録）をする者及びカップリングのある婚活イベントに参加する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 佐那河内村の住民基本台帳に登録されており、かつ、居住している 18 歳以上の独身者
- (2) 村税等の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に関係していない者

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象となる経費は、結婚活動サポート事業者が運営するマッチングシステムへの入会・会員登録及びカップリングのある婚活イベントへの参加にかかる費用（以下「補助対象費用」という。）とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、入会料・会員登録料については 1 回につき 10,000 円を上限とし、カップリングのある婚活イベントへの参加費用については 1 回につき 2 分の 1 の額とし 10,000 円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象費用の支払い後 30 日以内に、次の関係書類を添付して佐那河内村結婚活動支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。ただし、当該期限までに交付申請を行わなかったことについて特別な事情があると村長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象費用の支払いが確認できる領収書等の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 6 条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、補助金を交付することを決定したときは、佐那河内村結婚活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 村長は、補助金を交付しないことを決定したときは、佐那河内村結婚活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

- 第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、請求書兼振込依頼書（様式第4号）を提出し、村長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 村長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

- 第8条 村長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、佐那河内村結婚活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1） 交付を受けた補助金にかかる会員登録の有効期間が満了する前に、自己の都合により退会したとき。ただし、結婚、婚約又は交際による退会を除く。
 - （2） この要綱に違反したとき。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、村長が取消しが相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

- 第9条 村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、佐那河内村結婚活動支援事業補助金返還通知書（様式第6号）により補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。